

Colvin, Geoffrey [1997] "What colour is your capitalism?" Director, Jun97, Vol. 50, Issue 11, p88, 2p
Gable, Julie [2005] "Navigating the Compliance Landscape" Information Management Journal; Jul/Aug2005, Vol. 39 Issue 4, p28-35, 6p, 2 charts, 1c
Morrison, Janet [2004] "Legislating for Good Corporate Governance" Do We Expect Too Much? ;JCC 15 Autumn2004

Books

Brazy, Stuart, Haynes, Andrew and Blunden, Tony [2001] *Risk-Based Compliance* Butterworth Tolley Reed Elsevier, London
Clegg, Stewart R and Redding, S Gordon [1990] *Capitalism in Contrasting Cultures* Walter de Gruyter, Berlin, New York
Jones, Geoffrey [1995] *The Evolution of International Business: An Introduction* International Thomson Business Press, London and New York
McAlister, Debbie Throne, Ferrell, O.C. and Farrell, Linda ed. [2005] , *Business and Society; A Strategic Approach to Social Responsibility 2nd Ed.* Houghton Mifflin Company, Boston and New York
Nelson, Brian L., [2006] *Law and Ethics in Global Business; How to Integrate Law and Ethics into Corporate Governance around the World* Rutledge, London and New York

Others

Ethics Resource Center [2005] , "The Ethics Resource Center's 2000 National Business Ethics Survey, How Employees Perceive Ethics at Work" ; Washington DC, Ethics Resource Center, 2000
Guardian, 18/05/2002

グローバリゼーションと 企業の国際的自主規制戦略

バージニア・ホフラー [著]

メリーランド大学政治学部準教授

田村暁彦 [解説・訳]

経済産業省通商機構部通商法務調整官・東京大学公共政策大学院非常勤講師

[解説]

本稿は、グローバリゼーションの進展に伴って、グローバル・ガバナンスの形態が、以前のような国民国家が圧倒的に支配的地位を占めていた形態から、地方政府、国際機関、更には民間セクターやNGO等の非国家組織にまでも広がりを持つ複雑な形態へとシフトした、というテーゼを扱った *Governance in a Global Economy* (プリンストン大学出版会) という本の一節である (但し、本稿は、今回の「コーポレート・コンプライアンス」誌への掲載のために、著者自身の手により、オリジナルの半分に要約が施されたものである)。本書は、国際政治経済学・国際関係論の泰斗ジョゼフ・ナイ、ロバート・コヘイン、リサ・マーチン等も寄稿者に含む、この分野では一線級の学者の論稿を集めたものであり、この分野を研究する学徒にとっては必読の書である。この中で、本稿の著者バージニア・ホフ

ラーは、新進気鋭の国際政治学者として、環境問題を題材に、政府規制とNGOの双方からの圧力を受けて企業・産業が自主規制という戦略を採用する過程を描出し、民間セクターの自主規制をグローバリゼーションの時代の中で登場した一つのガバナンス形態として性格づけている。著者は、民間セクターによる自主規制という形態が、今後真に国際政治経済システムの主要要素として根付くかどうかについて、引き続き様々な課題が残るとしつつも、肯定的な見方を暗示している。(彼女は、本稿上梓以前にも、環境問題に加えて労働問題とプライバシー情報保護問題に関して同様のテーマを扱った *A Public Role for the Private Sector* という本をカーネギー財団から出版している)。

本稿の有する意義は、グローバリゼーションとそれに伴う新たな諸問題に対する対応の必要性に直面して、国際関係論と国際法の双方の学界において、グローバル・ガバナンスに対する新たな考え方が登場したという背景を踏まえて初めて

理解出来ることから、以下にかかる背景について簡単に説明しておく。

国際関係論における従来の主流の考え方は、いわゆるRealismと呼ばれるものであった。これは、国際社会の主たる構成員は主権国家であり、各々の国家は自らの利害得失を主として相対的な観点から計算して行動する、即ち、国際機関や国際法の存在意義に対しては基本的に懐疑的、という現実認識である。しかしながら、グローバリゼーションに伴って、国際社会において主権国家以外のプレーヤーの存在が大きくなってきたこと、また、国際社会が直面する課題が、各国の利害対立を前提とするRealismからは生み出し難いコンセプトである「ガバナンス」を要する性格のものになってきたこと、等から、かかる諸課題に対するガバナンスの実現のために、Realismに対するアンチテーゼとして、大別して三つの考え方が提起された。それは、Neoliberal institutionalism、New medievalism、そしてTransgovernmentalismである^{*)}。Neoliberal institutionalismとは、Realismと同様に引き続き国際社会の主たる構成員は主権国家であるとしつつも、Realismと異なり主権国家には相互に協調することによって絶対的利益を実現する動機があると考え、従って国際法や国際機関の価値を大いに認める考え方である。New medievalismは、グローバリゼーションによって主権国家のみが主たる構成員であるという状況は終焉を迎えたと考え、従って、国際機関やNGO、多国籍企業等非国家組織にも同程度の位置付けを与えて、それらのネットワークを核と

してガバナンスを構築していくべきとする考え方である。Transgovernmentalismは、主権国家をガバナンスの中心に据えつつも、その主権の在り処は国家という単一物ではなく、その構成要素たる各省庁の各担当者に帰するもので、各国の各省庁・各担当者相互のネットワークが、ガバナンスの核となるべきとする考え方である。

本稿の依って立つ考え方は、基本的にはNew medievalismに属するものであるが、今回特に本稿を紹介するのは、以下の理由による。私自身は、「グローバル・ガバナンス」のあり方の正解は上記の三つの考え方の中にある、即ち、いずれのモデルが最も妥当するかは場合による、と考えるが、我が国では上記三つの考え方のうちNew medievalismに対する理解が特に不足しているように思われる。我が国では、欧米諸国に比べると、非政府主体による公益的活動への関与という考え方が必ずしも広くシェアされているわけではない。従って、敢えて本稿を紹介することを通じて、グローバル・ガバナンスに対するバランスの取れた見方を促したいという意図がある。

実は、米国においても、国際法学界では、1990年代初頭より国際関係論における成果を積極的に吸収することによって、Neoliberal institutionalismあるいはTransgovernmentalismの立場をとる学者は増えてきたものの、New medievalismに関しては、機能性のみならずアカウンタビリティをも重視する国際法学者の志向の反映として、ほとんど採用されるに至っていない実情がある。国際法学者に

は、国際公法の位置付けの相対化に対する抵抗感から、引き続き主権国家を国際社会の主たる構成員とする考え方の枠内に留まらざるを得ない事情もあるのかも知れない。しかし、国際法もそれに基づき設置された国際機関もあくまでガバナンスの手段の一つであって、その他の手法、例えばNGOや多国籍企業を構成員とするネットワークや、企業の行為規範といったインスツルメントも、同様にグローバル・ガバナンスのツールとして市民権を得るべきと考えることが、最も機能的な考え方と心得る。また、アカウンタビリティについても、グローバリゼーションの進展に伴ってその定義が改めて問い直される必要がある。いずれにせよ、最も重要なのは、「グローバル・ガバナンス」の効果的な実現という目標であって、国際法・国際機関といった手段そのものではないのである。

[本文]

はじめに

グローバリゼーションは国際システムにおける権威とガバナンスのパターンに変更を加えた、との主張がある。ガバナンスの、上は地域的あるいは国際的フォーラムへの移行、下は地方政府・準国家政府への移行、そして更には「横」方向への動きとして政府の手から非政府組織の手への移行が進んでいる、というわけである。多くの論者は、国家が「退場」

している、そして、公的権威が公的分野に対して及ぼしてきた支配に対して、他の勢力が挑戦している、と論じている(Strange 1996)。多くの論者によると、主権国家に対する主要な挑戦の一つが、多国籍企業の勢力と影響力の増大であるという。企業行動に着目した批判的論調は近年ヒートアップしてきており、これが反グローバリゼーションに火をつけているのは、シアトル、ワシントン、ジェノバ、その他経済問題を扱うあらゆる国際会議で見られたとおりである。しかし、こうした運動が、広範かつ包括的な企業規制に関する政府間合意に繋がったかという点必ずしもそうではなく、むしろ、企業自身が自らの活動を様々な自主措置を通じて規制してきており、その多くは国際的な広がりを持つものになっている。こうした対応を通じて、民間セクターはグローバル・ガバナンスにおける積極的な参加者となっているのである。

グローバリゼーションによって、企業は海外への急速な展開を行い、多種多様な標準や法規を擁する国々に暮らす人々との接触を持つに至った。同時に、グローバリゼーションによって、組織化のコストが低下した運動家が国境を越えて連帯し、グローバルなレベルで運動を行うことが出来るようになった。これらの運動家達は、世界各地での頑迷で非民主的な政府によって邪魔されながらも、徐々に多国籍企業の活動や評判に着目した運動を行ってきた。また、グローバリゼーションによって、複数の政府が力を合わせて対応して初めて解決できる多くの問題が国際レベルでの議論の俎上に上るこ

とになった。これは、企業人達にはいくら不案内な舞台において新たな法規を作る交渉に発展していった。規制及び評判の両面における攻撃に晒されていると考える企業群は、この双子の圧力に対応すると同時に自らのフリーハンドを最大化するために自主規制という戦略を追求する可能性が最も高いといえるだろう。

グローバリゼーションは、様々な定義を与えることが出来るが、要するに各国家における市場同士で経済上の統合が進むことであり、その統合とは、経済的交換に対する障壁の削減によって生じた要素移動が徐々に「多くの経済空間を一つに統合」していった、ということである (Kahler and Lake 2003)。第2次世界大戦以降、政府は徐々に貿易や資本移動に対する障壁を削減してきたが、それは先進国間に留まらず、途上国や元社会主義国まで及ぶ広範なものであった (Simmons and Elkins 2004)。この経済的統合に対する主たる反応の一つは、多国籍企業が世界の隅々の市場まで展開してきたということである。より多くの企業が海外ビジネスの割合を増加させるにつれて、当該企業がビジネスをする国の数も一層多くなり、かつ商売のやり方も一層多岐に亘ってくる。これまでの数十年の間、グローバリゼーションの政治的側面も明らかになってきた。政治的要求は今や、メディアやITを通じて国際的に広められ、これによって運動家の国際的連帯や世界規模の運動の実行が容易になっている。これらの運動は次第に企業の国際レベルでの行動に焦点を当ててきている。

ガバナンスと企業側の戦略

多国籍企業の海外展開と世界的な運動の先鋭化とが相俟って、企業の行動に対する規制という問題が世間の注目を集めることとなった。多国籍企業に対する包括的な国際的規制は存在せず、個々の国が私企業の活動に関する規制上の枠組みを自前で確立してきた。どのような行為が規制対象なのか、規制はどの程度厳しく執行されるのか、といった点について、規制システムは多種多様である。国によって規制システムが異なるという事実は、グローバリゼーションの下での経済的競争と相俟って、規制を益々柔軟にする方向での競争が起こるのではないかと、との懸念を多くの人々に起こさせた (Drezner 2001)。

国家以外の主体に依拠したガバナンスが織り成すシステムが、国内及び国際的な規制システムと並存する形で登場した。「ガバナンス」とは、当該集団が共通の課題を如何にマネージするかという問題であり、通常は支配する側と支配される側の間の関係が権威に裏打ちされていることが必要とされる (Kahler and Lake 2003)。この定義では、支配する者が誰か、あるいは支配対象となる課題は何か、という点について問題にされない。非政府主体が、自らの市場支配力あるいは集団的影響力を駆使して権威に裏打ちされた成果を出すことは可能である。過去数十年にわたって、民間セクターは、自主ルール、標準、意思決定手続、企業やその資材・原料調達先の説明責任に関する

メカニズム、といったものを確立する世界規模のイニシアティブを数多く打ち出してきたし、その数は増加傾向にある。これらのものは現在、グローバルガバナンスの重要な要素になっている。

グローバリゼーションによって規制上の環境が変化し、しかも企業側からしてみればしばしば自らに有利な方向で変化した。同時に彼らの意思決定を基に複雑にしたという側面もあった。多国籍企業は、自らを取り巻く規制上の関係に影響を与えようとする場合には、様々な場で働きかけを行う。企業相互間で、様々な政府との間で、更には国際機関や国際的運動家を含むその他の国際的主体との間でディールをしなければならない。これらの様々な相互に重複する場における交渉によって、企業の行動に対する規制に参加するのは誰か、規制の内容はどのようにするか、規制はどのように執行されるか、といった点が決まってくる。課題が異なれば関与する主体も異なり、関与主体の間の戦略的選択も異なってくる。

多国籍企業は、このような多面的な政治環境をマネージするために、様々な異なる戦略の中から選択をする。それらは四つのカテゴリーに分類されるが、それらは相互排他的ではない。

1. 妨害戦略：あらゆる規制に反対。その目的は、市場を守り、経費を削減し、政府の介入を除去することにある。この戦略によると、伝統的に政府が有する権威に対しては反対の立場を取るようになる。
2. 国内規制重視戦略：国際レベルの規制には反対するが、国内規制は支持。そ

の前提には、国内政治システムに対して働きかけを行う方が容易であるとの認識がある。特定市場における競争上の優位性を獲得することを目的とする。この戦略は、複数市場において同時に追求される。この戦略によると、伝統的なガバナンスの在り処が基本的に強化されることになる。

3. 国際規制重視戦略：国際レベルの規制は支持する一方、国内規制には反対。その目的は、多様な規制体系の下でビジネスを行うことに伴うコストを削減し、競争条件を均一にすることにある。この戦略によると、ガバナンスの在り処としての国際機関が強化されることになる。
4. グローバル自主規制戦略：企業行動に対する自主的な規制を支持。その目的は、集合財から利益を得、国内的・国際的規制の導入の可能性を減じ、運動家や消費者からの批判を減じることにある。この戦略によると、ガバナンスはその在り処が、非政府主体が支配する非伝統的な在り処へとシフトすることになる。

過去数十年の間に、妨害戦略や国内規制重視戦略から国際規制重視戦略へ、そして特にグローバル自主規制戦略への顕著なシフトが見られた。

企業家達が近年、かつて採用していた妨害戦略や国内規制重視戦略から離れて、グローバル自主規制戦略を採用することに決めたのは何故か？ グローバリゼーションによって、これらの各戦略の選択に伴って発生する、多国籍企業にとってのコストとベネフィットの計算式が変化したからである。戦略の選択は様々な要素に依拠するけれども、特に次の二つの

要素が特筆出来る。一つは「規制上の圧力を受けるリスク」であり、もう一つは「評判上の圧力を受けるリスク」である。

ほとんどの人は、過去25年間で、グローバル化によって競争圧力が解き放たれ、その結果、企業の行動に対する規制上の圧力が減じた時期として、性格づけることだろう。確かに、政府は、自国経済に対して自由化、規制緩和、民営化を施してきた。しかし、その多くの場合には、そこに留まらず、「再規制」が後に続いたのである。但し、再規制の性格の詳細は国によって多種多様であった (Vogel 1996)。再規制に向けた動きの一部は、産業界の自主規制に向けたインセンティブを付与するメカニズム、あるいは直接的に政府の権威を委譲するメカニズムを通じて実現されてきた。例えば、EUは大幅な規則制定権能を民間セクターに委譲し、米国は市場を尊重し政府の介入を削減あるいは除去してきた。グローバル化の下では、1カ国だけでは解決できない国際的問題に対処するために、多国間の規制の枠組みを構築しようとする政府側の動機が増すわけで、総体としてみれば企業側にフリーハンドが与えられるように見える環境にも関わらず、政府側からの規制の圧力、あるいはその圧力があるとの認識が、企業側の意思決定に影響を与えるのである。企業人達が自主規制戦略を採用するのは、自衛目的という側面がある。というのは、自主規制を採用することによって、政府による規制に対する支持を減殺できるかも知れないと考えるからである。

グローバル化によって、運動

家が企業の不正行為に対して広範な運動を組織化するコストが低下した。グローバル化によって、勝ち組と負け組が生まれ、勝ち組とは、市場の統合を利用した企業群であるように思われる。企業に批判的な勢力に言わせれば、その結果は、貧しき者、力なき者、保護されざるもの (そこには自然環境も含まれる) にとって悲惨なものであった (Greider 1997; Broad 2002)。消費者、運動家、メディア (これら三者はいずれも今や国際的に活動を行っているが) の要求は、その勢力と影響力を増してきた。NGOは、特定問題に関する国際規模のネットワークを益々効果的に構築できるようになり、その結果、自らの目標の推進を多種多様な政治的舞台において同時に行うことが出来るようになった (Keck and Sikkink 1998; Florini 2003)。彼らは、企業が法を犯した際にそれを世の中に暴いたり、デモを組織したり、特定企業や特定産業に対して法廷闘争を行ったり、更には一般的なビジネスを行うことの経済的・政治的成本を上昇させたりするために、メディアを活用する⁹²。これらの活動は、消費者と投資家を動員して、市場における取引を使って企業の行動に対して懲戒したり報奨したりするものであり、しかもそれをグローバルな規模で行うのである⁹³。これらの戦術を通じて、NGOはビジネスのコストを直接的に上昇させることが出来るが、その際には、NGOは、企業の評判を急所として攻撃するのである。「評判の管理」は、今や企業の意思決定に必要な不可欠なものになっており、国際的に連帯した運動家達にとっての攻撃対

象の重要な分野になっている⁹⁴。

産業界に対する規制上の圧力や評判上の圧力が高まれば、企業家達は自主規制戦略を迫らざるを得ないことは予測出来る。しかしながら、これらの二つの圧力の効果を分けて考えることは困難である。一般的には、企業行動に目を光らせるNGOの運動は、大量の伝統的な対政府ロビイングを含んでいる。ほとんどのNGOは、関心を有する問題について産業界の自主規制よりは政府による規制の方をより望ましいと考えるのであって、自主規制はあくまで次善の策として支持するに過ぎない。更には、規制上の圧力と評判上の圧力が企業行動に与えるインパクトは、当該企業が従事するビジネス上の競争やソーシャル・ラーニング⁹⁵といった他の要素によって影響を受ける。

以下の節では、二つの時期を比較することによってこれらのダイナミズムを検討する。1972年から92年までは、グローバル化は今日と比較してその程度は軽微なものであったし、運動家の国際的ネットワークは稀で、かつそのターゲットは主として対政府ロビイングであった。これは1992年以降の時期と対比することが出来る。1992年以降の時期は、経済統合が劇的に深化した時期であり、企業の不正に対抗すべく運動家達が緩やかな連帯を形成し始めた時期でもあり、また、政府が個別イシューに着目した国際規制について一層積極的な姿勢を採り始めた時期でもある。自主規制措置が爆発的に増加したのはこの時期である。このことは、特に環境分野について言えることであり、本稿では特に本分野におけ

る自主規制措置を中心的テーマとして扱う (Hauflier 2001)。

国際的規制の挫折：1972～92

1972年から1992年の20年間は、多国籍企業の行動を規律する包括的な国家間条約を確立しようと繰り返し試みられた時期の一つである。貿易と投資に対する障壁がOECD加盟国において撤廃されると、多国籍企業は至るところに展開するようになったが、その勢力や影響力が、特に途上国において懸念の対象となった。というのも、従属理論によれば、多国籍企業の途上国への浸透は経済的不平等、圧制、そして発展の遅延と関連があるとされたからである。この間、NGOと経済界は、一般的に、国内レベルで展開される伝統的なロビイング戦略を追求した。途上国政府は、外国企業の行動を制約すべく新たな国際法を作ろうとし、それは先進国の運動家に支持された。これに対して経済界は、伝統的な妨害戦術を採用した。いずれの側も、国際的レベルの成果を出そうという努力であったものの、その努力の矛先は国内レベルに向けられていた。

1970年代には、多くの途上国が連帯し「新国際経済秩序 (NIEO)」の構築に向けた努力を行った。彼らの変革要求の主たる要素の一つは、外国投資家と途上国政府の間の力関係のリバランスであった。国連は、多国籍企業委員会を設置し、多国籍企業のための国際的な行為規範の策定に向けて交渉する任務を負わせた。国連が策定した行為規範案によれば、各国

政府は自国企業が海外に投資する際には一定の基準を満たすことを確保するよう約束することとされた。その中には、例えば、海外投資家は投資先国の主権と人権を尊重すること、投資先国政府に対して適切な情報開示を行うこと、移転価格やその他問題のある行為を慎むこと、といったことを含む⁶⁶。

1976年に国連での行為規範を巡る審議が開始されると、チリの国内政治におけるITT（国際電信電話会社）の役割や途上国におけるネスルのインファント・ミルク販売を巡る不適切な商法に関するスキャンダルによって、国際レベルの強力な規制上の対応を求める世論の圧力が高まった。途上国側は、行為規範は強制力を有するものでなければならない、しかも規律対象は多国籍企業の行動に限定すべきである、と主張した。彼らは、OPECによる石油禁輸措置の成功と先進国側の足並みの乱れに意を強くして、先進国に向かって大幅な要求をすることが出来るほど大胆になっていた。一方、先進国側は、純粋に自主規制としての行為規範を支持し、その規制対象は受入国と企業の双方の行動を含むものであるべきと考えた。経済界と、経済界側の立場に立つことの多い先進国からすれば、国連における交渉は大いに疑いを持って見るべきものであった。かくして企業の行為規範を巡る国連の議論は、先進国と途上国の間の衝突の発火点となったのであった。そして、この南北間の対立は、冷戦による緊張と資本主義対共産主義のイデオロギー上の戦いによって悪化させられることになった。経済界の権力に立ち向かう

とする勢力は、国際的な規制に常に反対する経済界と対峙することになった。双方ともに、自国の政府に圧力を掛けるといった伝統的な政治戦略を採った。経済界の人間が、国連にロビイングを仕掛けることはなかった。この行為規範を巡る交渉は、10年以上にも長引き、最終的には何らの成果も出さずに1992年にピリオドを打った。

1970年代を通じて、国際的な企業の行為規範を策定しようとする国連以外の努力はもう少しましな成功を収めたが、それらはずっと強制力の乏しい内容であった。OECDとILOは共に、多国籍企業に対する政府規制に関するガイドラインを交渉し成功を収めた。OECD多国籍企業ガイドラインは1976年に、ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則宣言は1977年に、それぞれ採択された。OECDガイドラインは明らかに、海外投資を妨害ではなく推進するような内容になっていた。包括的な内容で、租税制度から環境保護まで様々なイシューを扱っていた。しかし、政府や経済界がこのガイドラインを支持した理由は、それが自主規制であり、ある程度曖昧な規定ぶりであり、結局のところあまり効果がないところにあった。その内容は、多国籍企業の本国で既に行われているものであるか、あるいは将来に向けて期待している内容を表現したものであった。ILO宣言も政府に対する自主的なガイドラインを規定したもので、雇用、訓練、労働環境、労使関係に関する内容に限定されていた。国連における交渉とは異なり、ILOでの交渉当事者達は、交渉開始時から、この宣言は自主規

制であってその履行は僱に主権国家の決定に依存することになるだろうことを理解していた。

新たな展開として挙げられるのは、運動家の中に、途上国における活動として産業を直接攻撃する戦略を採り始める動きが出てきたことである。1970年代には、主として健康関係のイシューについて、南北の運動家達が運動を通じて連帯する試みがなされた（Broad and Cavanagh 1998）。これらの運動の最初のもは、ネスルやその他のインファント・ミルク製造業者達を攻撃する活動であった。これらの製造業者は、貧困国におけるマーケティングのやり方が搾取的であるとの非難を受けた。この問題は限定的な問題であったし、飢餓に苦しむ子供達に対する同情を国際的な規模で喚起することは比較的容易であった。この結果、1981年には製造業者が参加する、インファント・ミルクのマーケティングに関するWHO/UNICEF行為規範が合意された（Sikkink 1986）。

環境NGO達にとって、途上国側のパートナーとの間で共通の活動目標をシェアするようになるのには困難を極めた。1976年頃、僅かではあるが主要環境NGOの一部が、途上国において巨大ダム建設プロジェクトが次々と打ち出されたのに対する地元の反対闘争に対して支援を開始した。しかし、この問題やその他の類似の問題に関して、運動家達は、環境を犠牲してまで経済開発を迫及することに没頭している途上国政府とは立場を異にするようになった。1970年代及び80年代を通じて、環境関連の運動のうちグローバ

ルな規模のものは相対的には僅少であった。

企業行動に国際的な規制を掛けようという動きにおける転換点は、南アフリカにおけるアパルトヘイト反対運動とともに訪れた。これは、一個の政治システムを変革するために外国投資家に圧力を掛けようという、初めての真にグローバルな運動であった。レオン・サリバン牧師は、後に「サリバン原則」として知られることとなった、南アにおける企業行動に対する一連の自主的ガイドラインの提案を行った。米国の12の大企業が、彼らの南アにおける施設における非分離・無差別政策を実施することを約束したことによって、1977年、サリバン原則は実践が開始された。しかし、十分な数の企業がこれを採用せず、採用した企業もこれを完全には履行しなかった。そこで、サリバンは、当時高まりつつあった南アからの投資撤退を求める国際的な運動に対する支持を表明した。言うまでもなく、経済界は、投資撤退という事態と各国政府による南ア制裁という事態の双方を回避すべく、激しくロビイングを行った。しかし、それはいずれについても概ね失敗に終わった。

このアパルトヘイト反対運動は、運動家達が政府と企業の双方に対して同時に圧力を掛けるための国際規模の連帯を形成した恐らく最初の持続的努力であったと言えるだろう。この運動の鍵は、南アの政治体制を攻撃するための道具として民間セクターを活用したことであった。これは、まず南ア国内において企業に反アパルトヘイトの姿勢を促すことから始

め、次に企業の撤退そして最終的に制裁という事態を招来することによって行われた。サリバン原則と投資撤退の双方は、それらより遥かに重要である南ア国民自身による努力を支援することを通じて、アパルトヘイトの廃止に一定の役割を果たした (Klotz 1995)。これらの努力は、1980年代に台頭し1990年代に勢力を拡大した国際規模の反企業運動のモデルと考えることが出来るだろう。

最も有名な企業事故のうちのいくつかは1980年代の10年間に起こり、これによって、企業側による自主的行為規範の最初のものいくつかが発見されたことになった。1984年には、インドのボパールにあるユニオン・カーバイド社所有の化学プラントが大量の有害化学物質を垂れ流し、何千人もの人々の命を奪った。ボパールの事故は、産業事故の中で最も恐ろしいものの一つであった。米国のNGOは直ちにユニオン・カーバイド社をメディアで攻撃し、インドと米国において多くの訴訟が提起された。化学産業全体として、厳格な規制の導入の可能性を恐れ、かつNGOからの攻撃や訴訟に伴う度重なるコストに苦しんだため、自主規制プログラムを立ち上げ、有害物質の流出に対する産業としての対応を強化し、一般国民の懸念を沈静化しようとした。カナダ化学工業会は、「レスポンシブル・ケア (Responsible Care) ・プログラム」を策定したが、これは、米国の化学製造業者協会が採用され、最終的には46カ国の類似の工業会によって採用された。レスポンシブル・ケア・プログラムには以下のような点についてのガイドラインが定

められている。

説明責任を全うするために企業内部のマネジメントシステムを如何に構築するか、地域社会に適切な情報提供を如何に行うか、産業上のベストプラクティスを通じて如何に災害を防止するか、災害が仮に起こった場合に如何にして素早くかつ適切に対応するか。

このプログラムは、今日の産業の自主規制の最も確立した例の一つであり、途上国における環境基準を改善するための道具立てとして評価されている (Garcia-Johnson 2000)。化学産業に限らず、多くの企業は、1980年代の10年間に、企業の環境行為規範や環境マネジメントシステムについて実験を開始した。この産業界側の動きの多くは、政府が新たな環境規制を導入する可能性を踏まえそれに対応しようとしたものであったことは明白である。これは、国内の環境運動が次第に大きな影響力を持ち始めていた欧州において特に顕著であった。

1989年には、更にもう一つの災害が、環境保護運動家達に火をつけた。アラスカにおける「エクソン・バルディーズ号」による原油流出事故である。何百万ガロンもの原油が、プリンス・ウィリアム海峡の清らかな水と海岸に放出されたのであった。すぐさま激しい世論の非難が起こり、訴訟が提起され、多額の金銭賠償支払を以って和解した。しかし、運動家の一部はこれらとは異なる戦術を採用した。投資家達と環境活動家達が一緒になって、「バルディーズ原則」、現在では「シリーズ (CERES) 原則」と呼ばれるものを作成し、経済界に説いて回ったのであ

った。シリーズ原則は、健全な環境マネジメント手法を規定し、企業による自己評価のためのチェックリストが含まれている。これが初めて世に出た際には強力な規範ではなかったが、時間が経過するにつれて徐々に支持者も増え、近年では参加者達がコンプライアンスを確保するためのモニタリングシステムを開発し始めたところである。

1990年初頭までには、国際規模の環境ネットワークの数は、1983年時点で26程度だったものが1993年時点では90程度まで増加した (Keck and Sikkink 1998)。多くのNGOは、多国籍企業に守らせるためのガイドライン、原則、行為規範を作成するのに時間を費やした。しかし、これらのNGO達の影響力は、彼らが採用する目標や戦略がまちまちであることで減殺されてしまった。あるNGOは経済界に引き続き激しく敵対的であり続ける一方、他のNGOは個別の企業と協働することに前向きであった。様々なNGOが、相互に調整して事に当たる代わりに、それぞれ異なる問題、しかも往々にして狭隘な問題に取り組むのに忙しいのが実情であった。彼らは、共通の原則を策定することよりは、環境保護の重要性についての消費者の意識を喚起することの方により力を発揮した。しかし、これらの個別の努力が、1992年に開催される国連環境開発会議に向けた準備作業によって触発され、新たな形で糾合される機会を得た。リオ閣僚会議として知られるこの会合が、国際規模の環境運動と企業の自主規制に向けた一つの転換点になったのである。

自主規制の採用の増加 ：1992年～現在

過去10年の間、各国国内市場は徐々に相互に融合し、企業は地球の果てまでその活動範囲を伸ばすに至った。旧ソ連諸国は、他の多くの途上国と同様に貿易や投資に対する障壁を削減した。外国投資家達は途上国のいわゆる「新興市場」を発掘し、北から南への資本移動が劇的に増加した。多くの企業が、貿易、直接投資、下請契約関係を通じて、外国市場に参入し始めた。同時に、この急速なグローバル化の影の側面と目されるものに対する反対運動が、国境を越えて糾合し、反経済界・反グローバル化の運動を変化させた。

1992年、国連環境開発会議 (UNCED) はリオデジャネイロで開催された。NGOが初めてアジェンダ設定に直接関与し、また公式会議と並行して会議を開催した。会議に向けた準備の過程で、NGOはアジェンダのドラフティングを手助けし議論されるべき主たる問題を設定した。効果的に活動を行うために、運動家達は国際的な連帯を形成したが、この連帯が後の国際規模の活動の更なる展開に向けた礎となった。

閣僚会議の議長であり元企業家であるモーリス・ストロングは、NGOだけがアジェンダ設定を行うことのないように、経済界に対して閣僚会議に参加するように熱心に説得した。気候変動、熱帯雨林、生物多様性、その他の問題に関する提案の多くは、経済界の利害に大きな影響を

有する可能性があった。この呼びかけに応え、スイスの企業家であるステファン・シュミットハイニーが、主要な多国籍企業からなる、後に「持続可能な発展のための経済人会議 (Business Council for Sustainable Development)」となる組織を作った。これらの企業は持続可能な開発の原則に対して表立ってコミットする一方、リオ会議で合意される内容が経済界の利益に完全には反することのないようにするために努力した。これは、多国籍企業が、裏舞台とか自国の首都とかで動くのではなく、国際会合に参加し国際交渉に直接働きかける目立った努力を行った最初のものの一つであった。

リオ会議では27個もの国際協定が合意された。また、その後の数年の間は、国際的に活動する運動家達は、通商協定を社会的問題や環境問題に関する標準や企業の責任と関連付けようとする努力も行った。EUや北米における地域協定の交渉においては、外国投資への市場開放に加えて、企業行動に対する規制や標準についても規定する協定が生み出された。この分野における二つの大きな変化の一つは、EUの社会的条項 (1991年のマーストリヒト条約付属の「社会政策談定書」がその代表例) であり、もう一つは北米自由貿易協定 (NAFTA) の一部として交渉された「貿易と環境」に関する付属合意であった。

1992年から現在に至るまで、ほとんどの多国籍企業のみならずより規模の小さい企業すらもその多くが、NGOによる国際規模の活動と政府による規制の可能性が増加するのに伴って、一連の自主規

制戦略を採用してきた。当初の彼らの対応のためのメカニズムは、特定の社会問題・環境問題に関する方針を規定した行為規範であった。環境問題に関する行為規範を採用した企業は、現在では、何千とは言わないまでも何百にも上る。企業の行為規範は、当該企業自身の内部で作成されるケースが最も多い。その場合、最も多いのはトップダウンで指示が来て作成される場合だが、全企業的にボトムアップで作成される場合もある。曖昧な約束内容の場合もあれば、もっとずっと詳細な内容の場合もあり、後者の場合には、特定の目的や目標を達成するための必要条件が盛り込まれており、当該企業の個性や関心事項に合わせて作成される。ほとんどの行為規範は、当該企業がビジネスを行う国の国内法の遵守へのコミットメントを再確認する。これは、当たり前のように聞こえるかも知れないが、法執行がままならないあるいは全く存在しない国々においてビジネスを行う企業にとっては、大きな前進である。また、環境問題に関する行為規範の多くは、環境問題に関する責任についての教育や訓練を従業員に施すこと、地域社会と協働すること、環境にやさしい製品やサービスを提供すること、情報を世の中に提供すること、類似の基準を資材・原料調達先やその他のビジネスパートナーに対して、また自らの国際的なビジネス展開の側面一般に対して適用することについての言及も含まれている。

1980年代を通じた環境運動と政府規制の双方からの絶えざる圧力に刺激されて、1990年代には、環境政策が経済界の内部

で、緩やかではあるが着実に発展していった。環境運動家は、企業の採択する行為規範には履行を担保するメカニズムがないことや環境に対する実際の効果がないことを批判していた。この批判に対して、また政府による環境規制の様々な要件に対応して、多くの企業はいわゆる「環境マネジメントシステム」を開発し採用しはじめた。環境マネジメントシステムは、環境行為規範とこれを実行する必要がある従業員との間に説明責任を全うするためのマネジメントシステムを確立するものである。これらの環境マネジメントシステム (EMS) は非常に広範に広まったので、欧州の政府はこれらを標準化し政府の規制に導入することを考え始めた。欧州の関心に応える意味もあって、1992年 (リオ閣僚会議の前後) には、EMSの国際的な自主標準を開発することを検討するよう、米国がISO (国際標準化機構) に圧力を掛けた⁷⁾。

ISOは、各国の標準化機関から構成される組織であり、重要な決定は主として産業界からの代表によって行われる。ISOの内部では、EMSのための新たな標準が交渉された。ISO14000である。これは、方法標準であって、製品標準ではない。この点が、伝統的なISOの技術標準と異なる。ISO14000は、環境行為規範を履行するためには企業の内部マネジメントがいかに組織化されるべきかについてのガイドラインを規定している。コミットした企業は、外部の監査人に個別工場毎に審査を受け、違反していると見なされるとISO遵守企業としての認証をもらえない⁸⁾。ISO14000は、政府と民

間の規制措置の奇妙なミックスである。例えばWTOのような伝統的な国際協定とは異なり、ここに盛り込まれた基準は政府には適用されず、従って、国内法や規則におけるいかなる変更も必要としない。その代わりに、ISO14000は、企業に直接適用され、企業は自主的にこれを採用するあるいは採用しない。企業がISO14000を採用する動機の一つは、自らが擁する環境行為規範の価値を認証し「証明」することである。

ISO14000は、環境運動の影響下で交渉された。しかし、環境運動家はその交渉そのものに対して発言の機会はなく、結局ISO14000の採択について支持をしなかった。にも関わらず、その後の数年間には、ISO14000を採用する企業の数は世界中で着実に増加していった。今や、世界各国の市場における主要な調達者は自らの調達先に対してISO14000認証を受けていることを要求するし、EUはISO14000を自らのEMSシステムに組み込んでいる。

この10年の間に発展してきた、説明責任を全うするためのメカニズムとして主要なものが二つある。一つは、環境報告要件であり、もう一つは認証システムである。環境改善に向けた自らのコミットメントを示したいと考える企業は、自らの活動を監査し、その結果を公表する。これらの企業は、環境運動家が、これに応えて批判の矛を収めてくれればと願う。ほとんどの企業は、関連のデータを報告すべしとの義務を政府から課されることに対しては抵抗してきた歴史を持つ。例えば、米国であれば、「緊急事態計画及

びコミュニティの知る権利に関する法律」を骨抜きにするあるいは廃止させる努力を絶えず行ってきた。この法律は、企業に対して、特定工場で使用している有害化学物質について報告することを義務付けるものである。同様の政府規制は、他のOECD加盟国やOECD自身においても提案されてきている。これらの圧力を受けて、多くの企業は、現在では何らかの形の環境報告を公表している。実際のところ、個々の自主的報告措置は非常に広く行われてきたために、それぞれの企業の環境報告が異なるデータを異なる方法で報告するという状況を惹起しており、混乱を来している。その結果、シリーズ(CERES)原則の参加者、国連環境計画(UNEP)、国際商工会議所(ICC)、そして数多くの運動家や企業家達が、グローバル・リポーティング・イニシアティブ(GRI)の下で、共通報告基準の策定に向けて交渉を行った⁹⁾。当初の抵抗にも関わらず、今や、世界中の2000以上もの企業が、社会問題・経済問題・環境問題に関する自らの行為を開示している。

多くの主要NGOは戦略を変更し、重要な目標の達成のために現実的な方法を選択した。国際環境問題において最も喫緊な課題の一つは、世界中の森林の急速な破壊であるが、これはリオ会議において交渉の対象となったものの、成果を生み出すことが出来なかった。1993年には、世界自然保護基金(WWF)とグリーンピースが初めて共同で、政府との交渉の代わりに、産業界と直接交渉を行った。産業界自身は、持続可能な森林資源のための自主的行動規範を巡る交渉を支持する

ことによってこれに応えた。この交渉では、環境・自然保護団体、木材産業界、森林労働者、土着住民、森林組合、木製品製造業者、25カ国の認証会社が一堂に会した。彼らは新たに森林管理協議会(Forest Stewardship Council: FSC)という組織を設立した。FSCは、森林を持続可能な方法で管理するための厳格なガイドラインを定めた。独立の第三者機関が、監査人としてガイドラインの履行について評価し、これを遵守する森林に対しては森林管理認証を行い、FSCのロゴマークを使用する権利を付与している。FSCはまた、これとは別に、管理の連鎖(chain of custody: COC)プロセスの認証事業も行っている。これは、森林で伐採される段階から製品として店先に並ぶ段階までも全ての段階において、FSCロゴマークの押印された製品にはFSCの認証した木材・木材製品しか使用されていないようにするものである。多くの国では、これと類似の、持続可能な森林資源のための認証事業も、立ち上がってきた。例えば、全米林産物製紙協会は、純粋な産業界団体ではあるが、自らの「持続可能な森林イニシアティブ」を打ち出した。もっとも、熱帯雨林行動ネットワークのような一部のNGOは、このイニシアティブを「greenwash」¹⁰⁾と批判したが、今日、森林に関する認証制度は世界中に40以上も存在する(Meidinger, Elliott et al. 2003; Cashore, Auld et al. 2004)。

産業界、運動家、国際機関、そして各国政府を包含する、最も広範に亘る多数利害関係者間のパートナーシップの一つは、途上国における巨大ダム建設を巡る

紛争を克服しようとする過程で誕生した。1997年までに、ダム建設一般とそれに対する主要資金源としての世界銀行に対する反対運動が勢いを増し、ついにはダム建設がこれ以上不可能な状況にまで至るとともに、企業はこれらのプロジェクトにおいて長期間に亘る遅延を余儀なくされた。世銀は、ダム建設反対運動家達と民間企業を集めて大会議を開催し、世界ダム委員会を組織化した。この委員会は、相互に立場を異にする、あるいは相互に敵対的でさえある、グループを包含するものであるが、あらゆるダムとその社会面・環境面での影響を検討し、代替案を評価し、ダム建設に関する意思決定のための基準を作成することを役割としていた(Florini 2000; Khagram 2004)。この交渉に参加した民間セクターは、従うべきこととなるルールが、自主規制、世銀ルール、そして恐らく政府による規制の三種混合という新たな代物となるにしても、ともかく最終的にはダム建設を再開できると期待して参加したのであった。

1990年代を通じて、経済界の自主規制戦略は運動家側からの圧力と共に発展してきた。運動家の圧力の中には、シェル石油による北海のオイル・プラットフォームの処理計画に対する反対運動のような、国際的にコーディネートされた運動に対応するものもあった。その結果起こされた欧州におけるシェルのガソリンのボイコットは、シェル石油に処理計画の再考を余儀なくさせた。法廷戦略もこの10年間に発展したが、これは、NGOが、外国人不法行為責任追及訴訟法(Alien Tort Claims Act)を次第に活用するこ

とによって、米国裁判制度において自らの主張を押し通したことに見られるとおりである。例えば、エクアドルの土着の人々が、ニューヨークの法廷において、テキサコ石油を相手取って、彼らの土地の環境破壊についての訴訟を提起したことが例として挙げられる。

最後に挙げる例として、投資家が自らの資金面での影響力を駆使して企業に圧力を掛けることも出来る。投資家は、年次株主総会で、ある問題についての動議を提出することによって、企業側に圧力を掛けることが出来る。社会的責任投資(Socially responsible investment: SRI)ファンドを通じて、企業側にインセンティブを与えることも出来る。米国では、現在では2兆ドル以上もの資金がSRIファンドによって運用されており、120以上もの金融機関や投資信託が、社会問題に関する株主動議を提出するために資金に対する所有権を駆使してきた(Social Investment Forum 2000)。

今日では、ほとんど全ての産業分野が、環境自主規制の特定の側面を専門に扱う業界団体を擁している。ホテル業界は、リサイクルと環境保護のための「グリーンシール」プログラムを制度化した。鉱業分野では、「グローバル・マイニング・イニシアティブ」を立ち上げ、持続可能な鉱業のための自主標準を確立した。これら全ては、特定企業・産業に対する世評に目をつけて活動する環境運動からの圧力と、オゾン層に関するモントリオール議定書から気候変動に関する京都議定書に至る、様々な環境関連条約に合意する政府間の継続的な交渉からの圧力、と

いう両面からの圧力を受けた結果である¹⁰⁾。多くの個別企業・産業は、これらの圧力の狭間で事態を收拾するための適切な戦略として、自主規制という道を選択したのであった。

規制・自主規制 そしてグローバル・ガバナンス

1972年から91年の間と1992年から現在までの間の二つの期間の比較をすると、経済界と国際的に活動するNGOの双方の戦略において大きな変化があったことが認められる。前者の期間では、ロビイングは個別の政府に対する働きかけの努力が中心であった。というのも、各国政府が、多国籍企業に関する国際的な枠組みについての交渉当事者であったからである。企業や産業に対して直接展開された運動は僅かしかなかった。アパルトヘイト反対運動は、そのような傾向から脱却したものの代表例である。これは、社会問題を解決するために民間セクターを動かそうとした、真にグローバルな運動として最初のものの一つである。1970年代及び80年代の間、ほとんどのOECD加盟国政府は、かなり広範に亘る国内環境規制制度を構築した。しかし、ビジネスを国際展開する企業が増加し始めると、これらの企業は、環境運動家や、企業のビジネス展開が遠隔地の人々に与える影響について憂慮する他の人々からの激しい攻撃に晒された。環境問題は次第に国際的な論議の対象の重要な要素になり、各国政府間によって産業界に規制を掛けることも視野に入れた多くの交渉が

行われた。これに対しては、ごく僅かの企業が実験的に行為規範の導入を開始するという対応を採るに留まった。

1980年代の終わりから1990年代の初めまでには、規制上及び評判上の圧力の度合いは、特に環境問題に関して、大いに増加した。民間セクターは、次第に自主規制戦略を実験的に試みるようになった。その中には、個別企業の行為規範から、レスポンシブル・ケアのような産業界ぐるみのプログラムまで含まれる。欧州各国政府が環境マネージメントシステム基準を執行するかも知れないという可能性があったため、これを受けて、民間セクターはこれらの基準が自分達にとって都合のよいフォーラム、即ちISOで交渉されるよう、またそこで合意される基準が純粹に自主的な内容のものになるように、力を尽くした。これらの行為規範やその他の規範・基準そして自主措置の数々が、民間セクター及びNGOの双方にとって重要でかつ認知されるようになったのは、1992年のリオ閣僚会議以降のことである。国際的に活動する運動家は、個別企業や個別産業セクターに直接照準を定めて世界規模の運動を展開するようになった。彼らは、以前に比べてより多くの手法を駆使することが出来るようになった。その中には、新たな法廷戦略、財力にものを言わせる手法、そして勿論、世界規模の運動を展開するために必要なITの活用、といったものが含まれる。彼らは、様々なグループの間で様々に連帯を構築し、情報を交換し、そして多くの場合、相互に協力しつつ戦略を考案する。こういった活動は、主として先進国のNGOによ

って執り行われていたが、次第に途上国内にもパートナーを求めるようになってきた。企業家達は、徐々にではあるが、これらの運動がもたらす直接間接のコストに対して一層注意を払うようになってきた。1990年代を通じて、企業家達の内の次第に現実的な考え方をするようになってきた一群は、環境監査の公表、コンプライアンスの外部評価、認証プログラムへの参加、現実的な考え方を採るNGOや国際機関との直接のパートナーシップといった手法を通じて、自らの行為規範を強化していった。

一見すると、産業界による自主規制措置は形を変えた「規制反対」の表明である、と主張する向きもあるかも知れない。しかし、この主張が当を得ていないことは、これらの措置の中には次第に洗練されかつ効果的なものも増えてきていることを見れば明らかである。産業界による自主規制は、一見、主権国家の終焉の前触れといった類のものに見える。民間セクターが、恐らくはNGOの助けも借りながら、自らを規律することが出来るのに、どうして政府が必要とされようか？しかし、自主規制戦略に繋がるような状況を生み出すのに重要な役割を政府が果たしてきた、ということも、数々の出来事から明らかである。民間セクターによる自主的措置のほとんどは、政府による国内規制あるいは国際規模の規制の圧力が速因になっている。企業家達にしてみれば、更なる規制が導入される可能性、特に伝統的な指揮統制型の規制が導入される可能性は、自らの国際的競争を妨げるかもしれないものと映る。企業家達か

らすれば、急速に変化する技術や市場を前にして、法理的責任を回避し自らが泳ぐ余地を確保できるものとして、自主的メカニズムをより好むことになる。グローバリゼーションは、この場合、公的権威からその近傍へと、ガバナンスが執り行われる場に変更を加えたかも知れないが、主権国家は引き続き、ガバナンスの実質的中身に対しては大きな影響力を及ぼしている。50年前、産業界が自主規制を採用するという戦略は、ナンセンスであった。今日、多くの企業は自主規制戦略を、重要な政治的・経済的利益をもたらすものとして真剣に検討すべき選択肢と見なしている。

しかしながら、このガバナンス形態については、以下の三点を指摘することが必要だろう。第一に、自主規制は、単一の企業によるコーポレート・ガバナンスから、多数利害関係者のパートナーシップという複雑なものまで含まれる、というように、その形態は多種多様であるということである。第二に、自主規制の形態が様々であるということは、その効果の程度もまちまちであるということである。実験レベルの規制もあれば、より成功した規制であったために結果的に政府の制度に取り入れられたものもありうる。第三に、ほとんどの企業家が指摘することだが、彼らのビジネス展開はビジネスを行うそれぞれの国において必要とされる許可内容に従わなければならない、ということである。主権国家が最終的な権威を有する、あるいはその他監督権限を持つ、ということであり、政府の方針と自主規制とが齟齬を来たした場合には、

前者が優先するのである。

産業界による自主規制——これは政府機関の外側におけるガバナンスといえるが——が、民主主義と説明責任に対して有する意味は何であろうか？ NGOと企業との間の協力関係は、単に共謀の新たな形態であり、昔のヨーロッパ・コーポラティズムへの先祖帰りでありその国際レベルでの再来に過ぎない、と批判する向きもある（Ottaway 2001）。確かに、企業家もNGOのリーダーも民主主義的な意味での説明責任を負っているわけではない。しかし、前者は消費者に対して、後者はその構成員に対して、というように、それぞれ共に何らかの集団に対して説明責任を負っている。それぞれ共に、異なるやり方であるとはいえ、「評判上の」説明責任には晒されているのである。自主規制措置自体は、それらが透明性を有し、独立した外部の人間によって監査され、評判に関心を有する市場を通じて執行される限りは、広範な世論に対して説明責任を負うものとなることも可能である。多数利害関係者間の新たなパートナーシップは、多種多様な見方を取り込む協議機関となる可能性を秘めているのである。

我々は未だ、あらゆるレベルのガバナンス・メカニズムについて実験段階の入り口に立っている状況である。社会変革を先導しようとする人々は、この「非政府形態のガバナンス」に必要な形式や組織として様々なものを実験し続けており、それらの効果の程と正当性については今なおテストされている状況である。それらが民主主義的な意味での説明責任を欠

いているために、その有効性が甚だしく損なわれ、その結果、グローバル・ガバナンスを担う重要なメカニズムとしての寿命が最終的には尽きてしまう可能性もある。しかしながら、今日のような激動の時代には、主権国家以外の主体によって発展させられた原則や制度が、将来の国際的規制制度の礎となる可能性もあるのである。

参考文献

- Broad, Robin, Ed. (2002). *Global Backlash: Citizen Initiatives for Just World Economy*. New York, Rowman and Littlefield.
- Broad, Robin and John Cavanagh (1998). *The Corporate Accountability Movement: Lessons and Opportunities*. Washington, DC, World Resources Institute: 1-36.
- Cashore, Benjamin, Graeme Auld, et al. (2004). *Governing Through Markets: Forest Certification and the Emergence of Non-state Authority*. New Haven, Yale University Press.
- Drezner, Daniel (2001). "Globalization and Policy Convergence." *International Studies Review* 3(1): 53-80.
- Florini, Ann (2003). *The Coming Democracy: New Rules for Running a New World*. Washington, DC, Island Press.
- Florini, Ann M., Ed. (2000). *The Third Force: The Rise of Transnational Civil Society*. Tokyo and Washington, DC, Japan Center for International Exchange and the Carnegie Endowment for International Peace.
- Garcia-Johnson, Ronnie (2000). *Exporting Environmentalism: U.S. Multinational Chemical Corporations in Brazil and Mexico*. Cambridge, Mass., MIT Press.

- Greider, William (1997). *One World, Ready or Not: The Manic Logic of Global Capitalism*. New York, Touchstone/Simon and Schuster.
- Haufler, Virginia (2001). *A Public Role for the Private Sector: Industry Self-Regulation in the Global Economy*. Washington, DC, Carnegie Endowment for International Peace.
- Kahler, Miles and David Lake, Eds. (2003). *Governance in a Global Economy: Political Authority in Transition*. Princeton, Princeton University Press.
- Keck, Margaret E. and Kathryn Sikkink (1998). *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*. Ithaca, NY, Cornell University Press.
- Khagram, Sanjeev (2004). *Dams and Development: Transnational Struggles for Water and Power*. Ithaca, NY, Cornell University Press.
- Klotz, Audie (1995). *Norms in International Relations: The Struggle Against Apartheid*. Ithaca, Cornell University Press.
- Meidinger, Errol, Chris Elliott, et al., Eds. (2003). *Social and Political Dimensions of Forest Certification*.
- Ottaway, Marina (2001). "Reluctant Missionaries." *Foreign Policy* 125(July/August): 44-55.
- Sikkink, Kathryn (1986). "Codes of Conduct for Transnational Corporations: The Case of the WHO/ UNICEF Code." *International Organization* 40(Autumn): 815-40.
- Simmons, Beth and Zachary Elkins (2004). "Liberalization and the Diffusion of Policy." *American Political Science Review* 98(1): 171-89.
- Strange, Susan (1996). *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*. New York, Cambridge University Press
- Social Investment Forum (2000). *SIF Research: 1999 Trends Report*, SIF, 2001.
- Vogel, Steven (1996). *Freer Markets, More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries*. Ithaca, NY, Cornell University Press.

- 1 (訳者注) 本分類は、Ann-Marie Slaughter, "The Real New World Order", *Foreign Affairs* 76, no.5 (September/October 1997): 183-197による。
- 2 このような事態は、企業家達にしてみれば、自らの保有する「営業許可」に悪影響を与えるものと捉えられる。実際に「営業許可」が正式な意味で無効化された企業はほとんどなかったが、企業にとって、通常のビジネスを行うことがあまりに困難になるような事態は、非公式な形で許可を取り上げられたも同然と言える。
- 3 国際的に展開するNGOのほとんどは米国が欧州に拠点を持つものであるが、世界中にあるローカルベースの運動家グループとの協力関係を有している。
- 4 企業会計に係る最近のスキャンダル(エンロン及びワールドコム)の故に、良好な評判というものはより一層価値のあることとなっているとも言えるかも知れない。
- 5 (訳者注) 企業と社会の相互作用に基づく相互学習プロセス。
- 6 移転価格とは、多国籍企業が広範囲に展開した自らの拠点間での売買を操作することによって、税を最小化したり回避したりすることである。
- 7 米国としては、欧州側が、欧州各国の競争上の利益に有利な、そして米国企業の利益を損なうような、標準を策定することを恐れたのであった。ISOは、米国及び米国産業界にとってより有利なフォーラムであった。
- 8 ISO 14000 は、それを策定するために活用されたプロセスから標準の内容自体に至るまで、様々な点で議論の余地があるものである。
- 9 GRI基準の作成者は、ドラフトを何度もインターネット経由で配布し、これらについて公開ミーティングで幾度となく議論を行った。この点、ISOやその他の国際機関における標準策定プロセスとは異なっている。
- 10 (訳者注) "green" (環境保護)と"whitewash" (うわべだけの取り繕い)を結合して作られた造語。環境保護派が、環境保護に向けた企業の行動を捉えて、企業イメージ向上戦略に過ぎないと批判する際に用いられる言葉。
- 11 いずれの交渉でも、産業界は重要な役割を担ったが、追求した戦略は全く異なるものであった。モンテリオール協定交渉では、国際統一基準の策定に向けて積極的な役割を果たした。一方、京都議定書交渉では、産業界はその多くが妨害戦術を取る一方、その他は自主規制イニシアティブを志向した。

ISBN4-7981-1193-7

C0030 ¥2200E

株式会社 翔泳社

定価：本体 2,200円＋税



コーポレート コンプライアンス



Quarterly, Volume07
季刊第7号

ライブドア事件

【対談】証券市場と法
上村達男＋郷原信郎

談合構造解消に向けて

談合構造解消対策研究会報告書

巻頭言 葉山亮児

コンプライアンス企業訪問 全日本空輸株式会社



コーポレートコンプライアンス 季刊第7号

Corporate Compliance Quarterly, Volume07

発行／桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター

〒106-6117 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー17階（私書箱98号）
TEL.03-5775-0654

SE